

役員・評議員の費用弁償及び報酬に関する規定

(目 的)

第 1 条 その規定は、みのり福祉会の役員・評議員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第 2 条 当福祉会の役員・評議員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給方法は、みのり福祉会旅費規程に準じ園長級相当とする。

(報 酬)

第 3 条 役員・評議員が理事長の招集に応じ、理事会・評議会に出席したときは、1日につき 4,000 円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、1日につき 5,000 円を支給する。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。